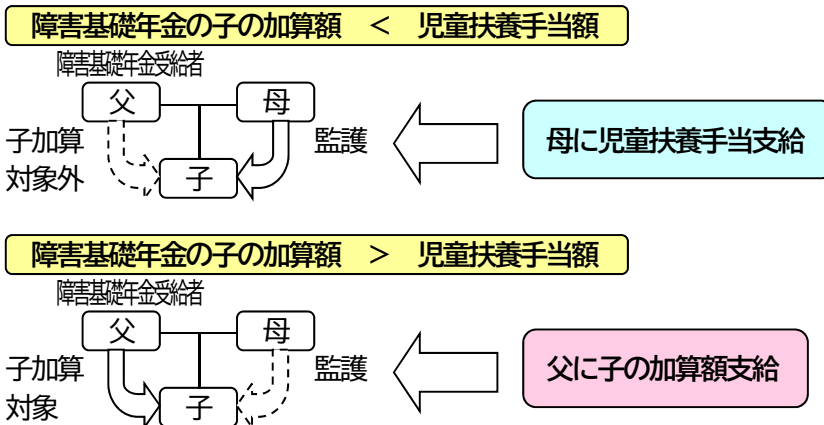


障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当の支給について

平成23年4月から障害基礎年金の子の加算の運用が見直されることに伴い、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合において、障害基礎年金の子の加算の対象としないことにより障害基礎年金の受給者の配偶者が児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。



※母が障害基礎年金受給者の場合は上図のうち「父」を「母」に、「母」を「父」に読み替える。

※障害基礎年金の子の加算の対象となるか児童扶養手当の支給の対象となるかについては、児童1人ごとに障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当額のどちらの額が上回るかによって判断されますので、第1子が児童扶養手当の支給対象、第2子が障害基礎年金の子の加算対象ということもあり得ます。

障害基礎年金の子の加算の受給者の配偶者が平成23年4月から児童扶養手当を受給するためには、原則として同年3月中の認定請求が必要となります。

障害基礎年金に関するお問い合わせ

- ・倉吉年金事務所（倉吉市山根 619-1 電話：0858-26-5311）
- ・三朝町 町民課 町民環境係（東伯郡三朝町大瀬 999-2 電話：0858-43-3505）

児童扶養手当に関するお問い合わせ

- ・三朝町 町民課 子ども支援室（東伯郡三朝町大瀬 999-2 電話：0858-43-3505）